

【重要】生活保護法指定介護機関指定制度の見直しについて

見直しの概要

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「新法」という。）が、**平成26年7月1日に施行**され、生活保護法指定介護機関制度についても改正されますので、次のとおり概要をお知らせします。

介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

POINT

現行法により指定された生活保護法指定介護機関について

新法施行日（平成26年7月1日）において、**新法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされます**。ただし、新法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものではないため、**下記欄外のイの規定は適用されません**。このため、届出事項に変更等があった場合の他、廃止等の届出も現行どおり必要です。

介護保険法によるみなし指定介護機関について（新法第54条の2第2項）

○新法施行日以降に介護保険法により指定された場合（介護保険法による指定日が平成26年7月1日以降の場合）、指定の開始及び廃止については介護保険法による指定と連動しますが、**それ以外の事項に関する届出（変更等）は必要です**。

○生活保護法による指定を不要とするための手続きは、福祉事務所あるいは介護保険法の各指定権者等の実施主体から案内されます。

現在介護保険法で指定されているものの、生活保護法での指定を受けていない場合

○**介護保険法によるみなし指定の対象とはなりません。生活保護法での指定を受ける場合は、下記の生活保護所管課に別途申請が必要です**。（現状どおり）

（注）いずれの場合も、新法の規定による指定は、**更新制ではありません**。（介護保険法による指定とは違い、6年毎の更新手続きは不要です）

（参考）新法第54条の2抜粋及び要約）

ア 介護保険法の指定又は許可があったときは、その介護機関は、新法第54条の2第1項の指定（以下「介護保険法によるみなし指定」という。）を受けたものとみなされます。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りではありません。（新法第54条の2第2項関係）

イ 新法第54条の2第2項の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされた指定介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたときは、その効力を失うこととなります。（新法第54条の2第3項関係）

指定介護機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

新法第54条の2第4項で読み替えて準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）は指定介護機関の指定をしません。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は指定介護機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定介護機関が、新法第54条の2第4項で読み替えて準用する第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

（取消要件の例）

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

問 い 合 わ せ 先

横浜市内の事業者	横浜市健康福祉局生活福祉部保護課	045-671-4078
川崎市内の事業者	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室	044-200-2645
相模原市内の事業者	相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課	042-707-7021
横須賀市内の事業者	横須賀市福祉部生活福祉課	046-822-8260
上記以外に所在する事業者	神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課	045-210-4912

※参考（新法抜粋）

（指定の申請及び基準）

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらの準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前条の申請があつた場合において、次の各号にいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

（各号は省略）

（指定医療機関の義務）

第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者に医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（第五十一条から第五十四条は省略）

（介護機関の指定等）

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働

省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。